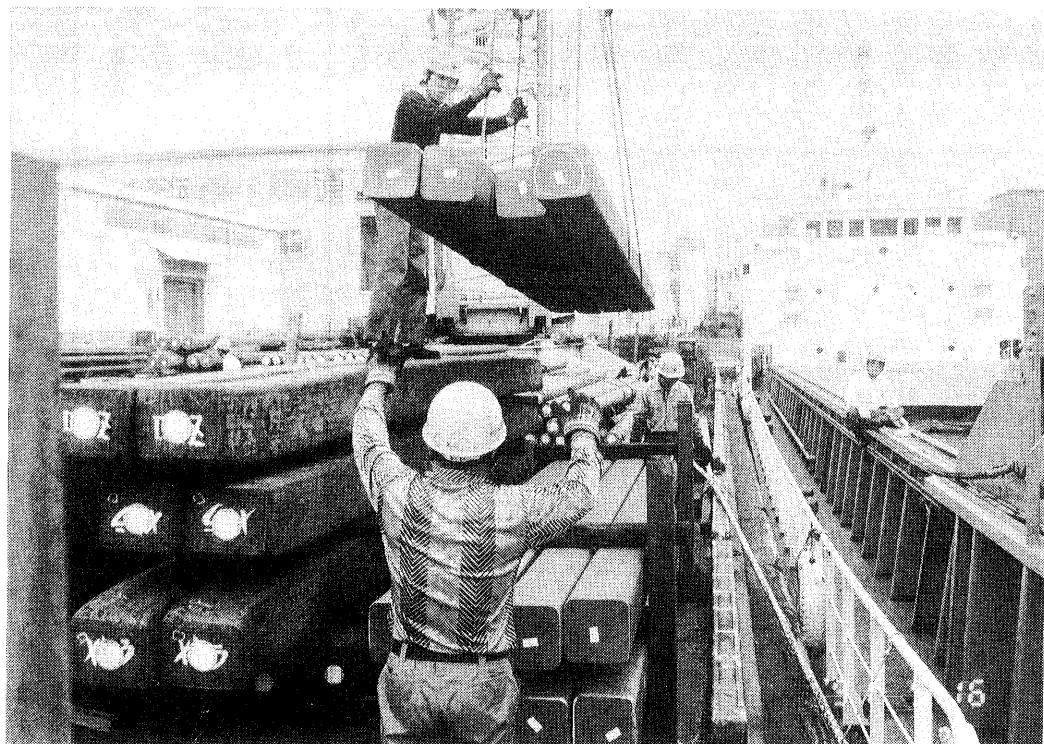


# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

1993.5.10発行〈通巻第217号〉 200円

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室  
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528  
郵便振替口座 大阪 6-315742  
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 実践・労災保険④ ..... 15
- 外国人労働者の労災⑨ ..... 11
- 前線から(ニュース) ..... 7
- 安全センター事務所移転のお知らせ ..... 6
- 三池CO(11・9大災害)裁判完全勝利す ..... 1

目次

# 三池CO(11・9大災害)裁判完全勝利す!

沖原告団・現地共闘らの

三〇年の苦闘、結実

豊田正義（関西労災職業病研究会）

三月二十六日、新大阪発博多行新幹線の始発にとびのって「大阪北摂三池CO患者を守る会」のメンバー、全国一般、国鉄労組、全国金属機械労組員ら四名の仲間と共に福岡地方裁判所に向かった。

目的は災害発生以来三〇年（一九六三年十一月九日、三池炭鉱三川鉱において、三井鉱山の徹底した保安サボにより炭じん爆発が起り、四五八名の死者、八三九名のCO（一酸化炭素）中毒患者が発生。実に戦後最大の悲惨な労働災害であった。）裁判闘争開始以来二〇年目に行われる判決を傍聴し、また、現地支援共闘会議よりの要請を受けて「三池CO裁判勝利集会」に参加するためである。

万感胸に山田勝さん勝利のたれ幕

九時三〇分、裁判所前着。五〇〇名をはるかにこす、原告団、家族、支援共闘の人々が現地、全国から参加し、赤旗、のぼり、横幕を掲げて裁判所の門前の広場を埋め尽くしている。空は限りなく青い。

やがて、一〇時近く、沖原告団長を先頭に一〇〇名足らずの各代表団が法廷に入り、開廷を裁判長が宣し、直ちに判決文が朗読される。裁判長の言葉は十分に聞き取れないが、報道機関のメンバーの出入りが激しくなる。

災害には実弟も被災した。

△山田勝さんは定年退職の前倒しで五三才で解雇されたCO患者（通常定年退職は五五才）。自下解雇撤回闘争中。山田さんの実父は三池炭鉱で落盤死、養父はじめ肺死。一一・九

集会は現地共闘会議事務局長の甲斐さんの司会ですすめられ、まず、実行委員長の宮崎勝さんは「我々の勝利を確認したい。これまで三〇年間、CO患者とその家族、遺族を三井資本の人として守り抜き、労働者の生命が奪われ、

二〇分後に集会場に原告団の山田勝さ

んが「勝利」の二字を印したたれ幕を掲げて正面に登場する。期せずして拍手と歓声が沸き上がる。

傷つけられることを許さぬために、三池C〇闘争と共に闘つてまいりました。この勝利は、現地、全国の支援共闘のおかげであり、この判決をもとに労働者が人間らしく生き続け、働き続けるために、よりいっそうの团结と連帯の輪を広げたい。」と挨拶を述べた。

続いて津留弁護団長は、「本日、勝訴のたれ幕を上げることができたことを率直に喜び合いたい。

この裁判の争点は三つあり、第一は事故原因であり、三井鉱山の加害責任である。第二は時効の問題であり、三井の責任を今なお追及できるかどうか。第三にはC〇中毒症という重篤な永年月にわたる家族を含めた損害をどう評価するかーにあつた。」とまず指摘した。

◇思い返せば八七年七月二〇日、当時の労組執行部、弁護団らは「事故原因の究明をこれ以上続けることは困難であり、提訴の時効にしても、災害発生より一〇年余を経ており勝

利の展望はない。」として、さきの津留弁護団長の上げた三點を敗北的に誇張し、「和解も判決のうち」と四二〇名の原告団を説得し、三八八名はついに和解に応じた。(残る三三一名はあくまでも裁判闘争の続行を主張し、沖克太郎氏を団長とする原告団を結成。)

和解の内容は、①本件については、以後、三井資本への責任追及を行わない。②遺族には解決金として四〇〇万円(五年間分割払い)。③C〇中毒患者に対しても障害の度合いに応じて四〇〇万円から六五万円(五年から一年の分割)。④労資間で結ばれているC〇協定は継続するが、遺族への盆、暮れの見舞金(各二五〇〇〇円)は廃止する。・・・というまことに屈辱的なものであった。

この和解の背景はともかく、岩川鉱には爆発するような炭じんはなく、爆発したのは原炭中にある炭じんが舞い上がって爆発したもので、不可抗力であつたと一貫して主張していた。

さらに、坑道内には砂岩が多く、岩粉が常時まかれている状態で、いわゆる風化砂岩説をもちだし、事故発生の責任は企業にはないと主張し続けたのである。

しかし、判決ではこのようないわゆる風化砂岩説をもちだし、事故発生の責任は企業にはないと主張し続けたのである。

利の展望はない。」として、さきの津留弁護士は判決に対する評価を次のように述べた。

は、C〇裁判の判決文の中にもその一端を示している。

### 一蹴された風化砂岩説

は採用できぬ、と断定した。

◇風化砂岩説とは……

大災害の翌日、政府は山田穰九州大学名誉教授（元九大大学長）を团长とする「政府技術調査団」の派遣を決め、一年後には調査団は、「坑道内には集積した炭じんが、炭車の暴走、脱線によつて舞い上がり炭じん雲を形成し、それになにかの火源が着火した。」という「集積炭じん爆発説」を通産大臣に報告した。

ところが、六五年一一月になつて調査団長である山田名誉教授はこの報告とは別に「爆発地点の第一斜坑は砂岩層が貫いており、爆発を阻止する風化砂岩が坑道内に舞い落ちてるので、集積炭じんは爆発しない。」という趣旨の、いわゆる風化砂岩説で知られる「山田上申書」を福岡地検に提出したのである。

当時、三池労組は三井企業を殺人罪で告発しており、これに応えて起訴に自信を持っていた検察ら捜査陣

はあわて、他の調査団員はことの意外さに驚いたといつ。そしてこの上申書が出された頃から福岡地検の人事異動が始まり、検事正、刑事部長（退職）、主任検事、次席検事などの捜査担当官は総入れ替えとなり、三井は不起訴処分となつた。

また、問題の第一斜坑は、土地工作物に該当し、かつ被告はその占有者である。そして炭じん雲による爆発の危険を避けるため、坑道内は、多量の炭じんが堆積しないように常に維持、管理される必要があるにもかかわらず、事故当時、第一斜坑内には爆発を引き起すに足る量の炭じんが堆積していたものと認められる。よって、坑道の保存（管理）に瑕疵（①きず、欠点②法律または当事者の予期するような状態や性質のかけていること【広辞苑】）があつたものというべきで、事故に基づく損害賠償責任がある、と判決では明言された。

◇炭じん雲の形成を阻止する手段は散水と岩粉散布である。六〇年の三池闘争までは一七名の当番、保安要員が配置されていたが、闘争敗北後は二名に減。明らかに三井による保安サボタージュがあった。

時効解釈に明快な判断  
賠償額算定に八七年和解の壁

第二の時効について、被告三井は、六三年の災害時から一〇年を経てから裁判が提起されており不法行為は三年の時効であるからして提訴は無効と主張した。

しかし判決では、労災保険障害補償給付について障害等級の認定がなされたり、七一年七月三日と認めるのが相当であり、それから三年以内に被災原告らが本訴を提起しており、提訴当時は全患者について時効は完成していないとの明確な判断を下している。

第三に原告の災害による損害に対する評価についてである。

誠に残念ながら原告団の要求総額六億円に対して、認容総額は約八六〇〇万円の判決である（原告全員に五五〇万円から八八万円の損害賠償金）。加えて患者・家族の損害についてはほとんど加味されていない。

植物人間として十年余を生き抜いた富嶋重信さんの場合、請求六〇〇〇万円に対し五〇〇万円である。ご両親は富嶋さんの死後に亡くなられ、長兄は看護疲れで心筋梗塞、次兄は自殺という悲惨な現実にもかかわらず、である。

いすれにせよ、損害の評価については八七年の和解の金額が今回の認容額に大きな壁を作ったのは否めないといふところである。」

そして最後に、「一〇年間の私共の主張の骨格である爆発責任が明確に認められたという意味において、弁護団、原告団は本判決は勝訴という結論に達した。本日この集会の後、判決に基づく仮執行のため被告三井鉱山に参ります。CO闘争の前進に向けて今後も頑張ろう。」としめくくつた。

### 勝訴足場に三井に責任をとらす闘いをと力強く宣言

続いて九州、全国の支援共闘組織よりお祝いと今後の更なる決意が述べられ、最後に原告団を代表して沖克太郎氏は、「勝訴はしましたけれども、三〇年間を振り返ってみると、一つには私たち労働者の生命が奪われました。そして、同じく植物人間同様にさせられました。

このことにつきまして、私共傷つい



たものとしてその加害責任をはっきりさせるために闘い続けて参りましたが、本日やっと明らかにすることができました。

しかし、殺された者、傷ついた者が元の身体に回復するわけではあります。私たちはこの責任の所在が明確になつたことを足場にして、これから三井鉱山に対して、本当に被災者と家族が安心して生き続けるために具体的な要求をかけながら、三井鉱山の責任を認めさせる闘いを強化し、このような大災害を再び起こさないように合理化反対の闘いを前進させたい、こう思っています。

まさに私たちの闘いはこれからであります。」と力強く今後の闘いを強化前進さす決意を述べ、万雷の拍手の中、集会を終了した。

### 三井鉱山を控訴断念に追い込む

集会終了後、判決金の仮執行と原告団の諸要求に基づく交渉を行なうべく、

原告団、共闘の仲間たちは三井鉱山福

岡支店に直行した。

しかし、支店のあるビル入口には若

手の社員二〇名ほどが立ち並び、代表団の立ち入りを阻止するのみか、支店長は姿をくらまし、代わりに出てきた

総務課長は「何の権限もない」と居直り、結局七階の三井鉱山事務所で交渉を続行するも、四月九日に判決金を支払うこと、四月一日に改めて会社責任者と話し合うこととし、代表団は「患者、家族が安心して生活できるための最低の補償の要求書」を手渡して引き上げた。

要求書の主な内容は、

(一) 三井鉱山の社長が、被害者、遺族、家族の元に赴いて深く謝罪すること。

(二) 在職中のCO患者の解雇を五五年定年まで行わないこと。また、山田勝氏(前記)の解雇を撤回すること。

(三) 再び災害を起こさないために保安を確立すること。

(四) CO協定(CO援護協定)を継続し改善するために今後とも原告団と交

渉すること。

(五) その他。

着を見るに至った。

安全なくして労働なし  
抵抗なくして安全なし

四月一日の交渉に際しても三井鉱山は交渉団の制限(一〇名)や時間の制限(一時間から一時間三〇分)を持ち出し、原告団を憤激させた。結果一五名で交渉をもつたが、謝罪要求に対しても、「判決に対しは謙虚に受けとめる。しかし、判決内容については上でもなければ下でもない。」と放言し、原告団、共闘部隊の激しい怒りの声を浴びた。

以来、交渉は進展をみていないが、

三井資本の加害責任を具体的に認めさせる闘いを準備し、必ずかちとの決意を原告団、共闘会議は固めている。

当初、三井鉱山のCO裁判への戦略

は、あくまでも控訴に持ち込むことによって老齢化の進む原告団の疲弊を待つ肉体的、精神的に原告団を圧殺することをめざしていた。しかし、現地、

全国の共闘、支援の高揚を前に、ついに控訴を断念し、CO裁判は一応は決

裁判提起以来、二〇年にわたる沖原告団員の言葉に現せぬ苦闘の数々、それらの闘いに連帯し抜いた現地、全国の支援共闘の仲間たちの闘いに心から敬意を表するとともに今後の共闘の前進を誓いたい。

三池労働者の「労働と生きる権利を守り抜く闘い」は、わが国労災職業病闘争の原点として、「安全なくして労働なし、抵抗なくして安全なし」のスローガンに凝縮され、総評労働運動の輝く遺産として、我々に闘いの地平を指示している。

そして三・二六三池CO裁判の勝利こそは「労働の尊厳を守り、労働の権利をうちたてる闘い」をとおして労働者の解放、未来を準備しうるという大きな教訓と励ましを我々に与えてくれた。

長年住み慣れた西区の事務所から引っ越ししました。場所が直前まで決まらなかつたため、前もつてお知らせできず申し訳ございませんでした。

引っ越しの理由は、主に交通の便です。生野区桃谷に葉の花診療所ができたこともあり、松浦診療所などにも行きやすい環状線と地下鉄中央線の交差する森ノ宮にしました。駅からも徒歩一分と至近距離です。六階ですが、今度はエレベーターがありますので、じん肺被災の方などにも「迷惑をおかけすることもなくなりました。

また、縁あつて大泉敬次社会保険労務士との共同事務所となりました。労働組合といつしょにやつていきたいという「変わった」方で、「ユニオンひーる」の特別執行委員員でもあります。センターの活動上のメリットも大きいと考えました。

五月一六日の移転日には、日曜日にもかかわらずたくさんの方に手伝いにきていただきました。改めて御礼申し上げます。今回、相当量の資料を泣く泣く（？）処分しましたが、荷開きしたら意外と多いので、少々うんざりしています。これからは「アクティヴ アンド スリム」でいかなくては。

近くにお越しの節はぜひお立ち寄り下さい。コーヒーでも飲んでひと休みして行って下さい。

## 新しい住所と電話番号

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央一丁目  
一〇一六一六〇一

（TEL）〇六一九四三一一五七  
（FAX）〇六一九四三一一五八



# 前線から

## 大阪

### 土肥医師意見書提出と 新たな証人申請

次回法廷で証人採否決定

#### 針灸訴訟控訴審

労災保険における針灸治療を制限した三七五通達の撤回をめざしてたたかわれている針灸訴訟の控訴審法廷が、五月一〇日大阪高裁で開かれ、原告側から医師意見書が提出されるとともに証人申請が行われた。

意見書は、土肥徳秀医師（整形外科・東京都立補装具研究所所長）によるもの。土肥医師は、意見書の中で、

原告敗訴とした大阪地裁判決が大きな根拠にしている松元司証言（被告側証人・元東京労災病院整形外科部長）が、医学的・科学的な根拠に基づかないものであることを指摘している。

松元証人は、「針灸治療は一年で十分」「六ヶ月あるいは一年以上の長期療養をしている職業性頸肩腕障害・腰痛患者は労災ではなく、体質や精神的因素によるもの」と証言した。

地裁判決はこの松元証言にのつかる形で、一年以上

の針灸治療の必要性について「他の理学療法で代替可能」として、三七五通達に行政裁量権の逸脱はなかつたと判断、さらに職場復帰まで期間を要した原告の鈴木さんの症状を、労災と関係がないかのような言い方をした上で、個別鈴木さんの治療についても針灸治療の必要性を認めなかつた。

一方、証人として申請されたのは、宇土博医師。宇土医師は長年、自身の診療所で頸肩腕障害、腰痛に対して針灸治療を取り入れてこられており、針灸治療の有効性などについて適切な証言が期待でき、うつてつけの証人といえるだろう。

法廷においては、証人の採否について即日決まらず、次回法廷までに裁判所が協議することになった。法廷のあと、弁護団では、同じ整形外科医の立場から松元証人の証言内容や証言で引用された松元証人の諸論文が科学的にまつたくズサンであることを指摘しており、それを根拠としており、それを根拠とする地裁判決がまったく誤りであることが改めて明らかにした。

次回は、六月一七日午後一時、大阪高裁八三号法廷。証人が採用されるかどうか、極めて注目される。

一としての何らかの取り組みの必要性が考えられる。

## 振動病プロジェクト開催

### 症状固定者の全国調査実施を追求

大阪

労住医連・全国安全センター

労住医連、全国安全センター合同の振動病プロジェクトが、五月八、九日に大阪で開催され、関西の安全センターからも参加した。主な議題は、森林労連から依頼のあつた振動障害症状固定者の調査の実施に関してで、その他、各地の状況報告等が行われた。

ち切り横行の実態を明らかにするため一定地域の集中調査の可能性を追求する」と、労住医連と全国センターの合同プロジェクトとして実施することが確認された。

また、打ち切られた者の調査だけでなく、振動病被災者の経過調査が必要だと意見も出されるなど、今後とも振動病被災者の経過、打ち切りの動向に注目していくことはもちろん、この合同プロジェクトの継続、あるいは、安全センタ

年間拘束時間が六千時間のローリー運転手

西宮

### 心臓疾患の死亡で労災不支給 西宮労基署に抗議の声

全港湾関西地本

年間の拘束時間が六千時間というタンクローリー運転手が心不全で死亡した事例で、西宮労基署は去る三月末に労災保険遺族補償給付の不支給処分を行った。この件について、全港湾関西地本では支援の取り組みを行っていくことを決め、去る四月二六日には遺族や代理人とともに、同労基署に対し、処分理由の説明を求めた。

西宮労基署の説明は、長時間の業務の負担の過重さは、労働省の「自動車運転者の労働時間等管理基準」に違背するなど認められるものであるが、脳・心臓疾患の労災認定基準に照らして、発症直前の業務が他に比べて特に過重とまでは判断できないため、不支給決定を行ったとした。

この決定は、慢性的に過重な業務の負担を余儀なく

されていいる労働者にとって極めて不当なものであり、同時に現行の労災認定基準が、いかに矛盾に満ちたものであるかを証明するものとなつてゐる。遺族と代理

人は決定後直ちに兵庫労災保険審査官に審査請求の手続を見ながら部分就労で徐々に職場復帰を果たせるよう支援を行つていくとしている。

## 南大阪

### 長期療養被災労働者の職場復帰 無理解な会社の対応

大阪市港区の歯車製造の工場で一〇年余りの間、刃切り作業に従事した結果、頸肩腕症候群に被災したKさんは、長期間に渡つて療養してきたが、症状も比較的軽くなってきたため、仕事に復帰することにした。ただ、療養を続けながらの復帰であり、就労は部分的

なものにならざるを得ないため、条件を整えるべく会社側と話し合いを開始した。

ところが会社側は、「完全な仕事の復帰でなければ出きてもらつては困る」というばかりで、Kさんの病状に全く理解を示そうとはしていない。Kさんは、職

## 大阪 会社責任追及へ

### イラン人労働者の母指切断に労災補償

#### ユニオン東南

昨年八月に大阪府下の建材製造工場で、作業中に機械に挟まれ、左手母指を切断する災害に被災したイラン人労働者S君に対し、事業場を所轄する羽曳野労基署は、労災保険休業補償給付と障害補償給付の支給決 定を行つた。

いる。センターとしても被災労働者の職場復帰田指して援助していきたいと考えている。

わざ、収入の道が途絶えてしまった。労災保険のことなど知る由もないS君は、同月十七日から負傷した左手をベルトで吊りながら仕事をしていたという。

昨年十一月に会社をやめ

ざるを得なくなり、困つて

いたところ友人にセンター

を紹介されたときには、母

指の創面は治つていたもの

の、痛みは消えていない状

態であったため、もう一度

医師に受診したところ、手

術することになった。また、

S君はユニオン東南に加入

したうえで会社側と交渉

し、労災補償請求の準備を

開始した。

その結果、労災補償の各

給付を受けるとともに、羽

曳野労基署の事業主に対する

けでいなかつた残業割増し 分の賃金の支払いも受けることとなつた。ユニオン東南では、さらに労災事故を発生させた会社側の責任を

追及すべく取り組みを行つていこうことになつてゐる。

資格外就労の弱みを利用し

た外国人労働者の使い捨て

は許されるものではない。

労働省通達（基発第ハ一〇号）に示された認定基準で、

○・五レム×（その労働者が放射線被曝を受ける業務

に従事した年数）以上の被曝線量があることなどが判

断基準とされ、これまでに、

レントゲン撮影などに携わる医師や技師、看護婦など

で認定されている事例は少

なくない。が、原発内作業

者で明らかになつたのは今

回が初めて。基準の年間〇

・五レムを超える作業者は

九一年でも約四%いると言

われ、今回の請求の影に多

数の隠れた被災者の存在が

推測される（次号詳報）。

## 静岡他 明るみにてきた原発労災 福島、静岡そして・・・

原子力発電所で働いていた元作業員が慢性骨髄性白血病で死亡したのは、作業中に放射線を被曝したためだとして、労働基準監督署が労災補償給付の決定を行ない、他にも同種の三件の申請事例があることが五月始めに新聞等で報道されてい

る。

五月五日に朝日新聞が報

外国人労働者の労災 ⑨

# イランへの障害年金

## ～東大阪でプレス災害～

社労士が日本人名で労災請求

委任なくとも受任者払い？

い。ただし、ハッサン君を除いた二人は強制送還されることになった。

「私、今、入管です」

労災で治療中のはずのハッサン君から、留守番電話に伝言が入っていた。事情はよくわからないが、労災補償はどうなつただろうかと不安になつた。

RINKのメンバーを通じて彼の労災を知ったのは、昨年の五月。同じイラン人で日本語学校に通う友人が事情を説明してくれた。五月八日に東大阪市内の金属プレス工場で作業中に指をはさまれ、左手の親指を除いた四指を失つたと言う。

その足で入院中のハッサン君を見舞つた。ベッドに座つた彼の周りには三、

四人のイラン人が、心配そうに見守つていた。労災補償の説明をし、電話で会社が労災保険を適用すると話してい

たことを伝えたが、「事故直後に社長は、一番いい指を作つてやると言つていた」と言って、納得した様子は見せなかつた。

その後、二、三度、病院に出向いた後、連絡も途絶えていた八月のある日、冒頭の電話があつたのだった。慌てて電話したが、本人と連絡が取れたのは、数日後。イラン人三人で歩いていて路上で警察にオーバーステイのために捕まつたが、まだ治療中の彼の左手を見た入管職員が通院先の病院に確認の上、アパートに帰るように言つたらし

その時点でもまだ休業補償を受け取つていないと言うので、所轄の東大阪労基署に問い合わせると、「その会社の金本ハッサンという名前ならあるんですね？」

結局、名前を偽つて請求していたことがわかつた。将来帰国後に障害補償年金を受け取る際、本名でないとトラブルの原因になると考え、すぐに訂正させた。さすがに、この事には事故調査に行つた監督課の職員もうすうす気づいていたようだ。

その後、しばらくして、一回目の休業補償を社長から手渡されたが、今度は労基署から支給された金額と一致しているか確かめてほしいと言う。

実は、この会社は、受任者払い制度（会社が休業補償の立替え払いをする

ことを条件に、実際には労働者の委任を受けて会社が休業補償を受け取る制度

度)を利用しており、ハッサン君は意味を理解せずに委任状にサインをしたらしい。社長は何度も本人に説明したというので、その行き違いについては描くとしても、会社は、受任者払い制度の趣旨に反して、立て替え払いをしていなかつた。

さすがに、労基署から支給された金額をごまかして本人に渡すようなことはしていなかつたが。また、この会社は労災保険の請求業務等は社会保険労務士に委託していたことも分かった。

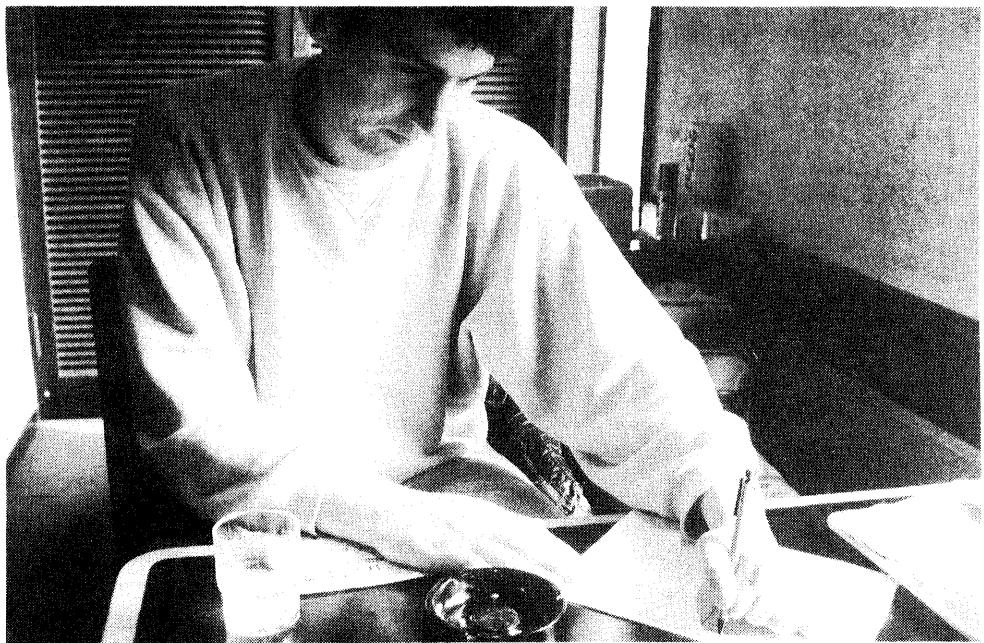
つまり、社労士が関与した上で、被災労働者の名前を偽って休業補償を請求し、おまけに、立て替え払いもせずに受任者払い制度を利用し

ていたということだ。労基署に指導を求めたが、「労基署が支払った金額がきちんと本人に渡されているのだからいいじゃないですか。あの会社は安全衛生法違反で書類送検されるし、めったなことはできないはずですよ。」と、労基署は最後まで是正することはなかつた。

### 年金をイランに送るには?

このように、ハッサン君の労災保険請求は会社委託の社労士がしていたのだが、彼の生涯に渡る障害年金の請求事務を会社側に任せることへの不安と、外国への障害年金の送金は労基署でも難航するだろうとの予測から、会社と交渉の上、障害補償の請求だけは安全センターで引き受けた。

予想通り、東大阪労基署もイランへの送金は初めてのケースと言う。ただし、指の欠損という障害なので、定期報告では、生存していることが確認できればよく、そのため、日本の住民



ハッサン君

票に当たるものをイランで発行しても  
らいたいとのことだった。しかし、イ  
ランではそんな書類があるか分からな  
いから、指を失った左手も写った上半  
身の写真の裏にどこかの役所で日付と  
サインをしてもらつても構わないとも  
言われたが、どこの役所でそんな書類  
を取り寄せたものかと不安が残つた。  
その後、労働省の年金係に問い合わせ  
ると、「イラン内務省統計登録局総務部  
に英文で書かれた身元証明カードがあ  
るので、それを提出して下さい。」と言  
われ、日本語ペルシア語辞典を頼りに  
ようやくそれらしい役所と書類にハッ  
サン君も思い当たつたという次第だ。

もう一つの問題であるイランへの送  
金については、それまで彼の取つてい  
た方法を教えたが、その時点では、こ  
れで大丈夫だという返事は得られなか  
った。

請求後もなく、彼の障害は七級と  
認定された。

障害補償年金を受けられると聞いた  
当初からハッサン君の心配していたの

は、年金が日本からイランに無事に届  
くかということだった。一時は、将来  
の数年分の年金を前払いしてもらうこ  
とも考えたほどだ。実際、第一回目の  
送金予定の一月を過ぎ、三月になって  
も、送金が確認されず、心配したが、  
よく調べてみると、実は、イランの銀  
行には年金が着いているが、本人でな  
いと引き出せないだけと分かり、よう  
やくほっと胸をなで下ろしたのだっ  
た。

この先も、外国人のケースはそんな  
にないからとか、日本語でしか対応で  
きないとわんばかりの対応をするの  
だろうかと、思いやられる。付け加え  
ると、定期報告書も日本語で書かれた  
用紙をそのまま送付するらしい。もち  
ろん、これについては、どの欄に何を  
記入すればよいのかということは、既  
に打ち合わせ済みだが。

#### 労基署が新聞に情報漏らす 新聞に不法残留と書かれ：

労基署の対応には、早く帰国したい  
という彼の意向を考慮して義手を通常  
より急いで支給するなどの配慮もあつ  
た反面、問題点もあつた。

先に述べた、受任者払いの「濫用」  
が最後までは正されなかつたこともそ  
うだ。これでは、何のための受任者払  
いか分からぬし、一旦受け取つた金  
を会社がそのままネコババするのは簡

単だ。

また、イラン人による請求が実際に  
あるにも関わらず、通訳の手配もされ  
ず、日本語の年金振込通知を何の説明  
もなく、イランの実家に送つてみたり  
(当初、実家では葉書に書かれた電話  
番号しか読めず、その番号にかけてみ  
たら、労働省だった)。また、既に他  
の労基署でイランへの送金事例がある  
のに、年金送付に必要な書類等がな  
か明確に指示されなかつたり・・・

また、この会社では、彼の事故以前  
にも同様のプレス災害があり、会社は  
労働安全衛生法違反で書類送検され、  
十月に一部の新聞に報道された。新聞

には彼の滞在資格も書かれており、後に一二月の局交渉で追及すると、東大阪労基署の判断で発表していたことが分かった。書類送検事例の報道への情報提供自体は、会社への啓蒙を目的に、通常行われているとのことだったが、安衛法違反と彼の滞在資格は何の関係もない話だ。彼の場合、入管が既に事情を把握していたので、補償を受ける前に強制送還されるというようなことはなかったのだが、東大阪労基署が配慮なく情報を流したことは、外国人労働者の労災補償を受ける権利行使を脅かすことにつながるものだと、局交渉では強く抗議した。

外国人のケースに限られた話ではないのだろうが、補償請求の手続きが煩雑な上に、どの書類を用意すればよいのか丁寧に教えられなければ、救済されるものもされなくなる。それでも言葉が意思疎通の大きな障害となっているのだから。やはり、被災労働者の保護という原則に立ち、とりわけ外国人労働者のケースには慣れてい

ないというのであればなおのこと、一人一人の事情に対応しようとする積極性を、労働行政には求めたいものだ。

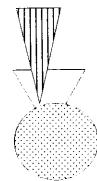
### イランでは王様か？

ハッサン君は四月上旬やっと帰国できることになった。

親身に通訳をしてくれた友人は

「毎年それだけのお金が送られて来たら、王様だ」と冗談で言っていた。ハッサン君はありがとうと言いつつ、将来の仕事を考えると頭が痛いと言う。

年金を受けるメドも立ち、とりあえず安心したのだが、ハッサン君のそんな言葉を聞くと、お金では換えられないものを失っていることを実感しまる。失った身体の補償を貨幣に換算することに虚しさのようなものも感じてしまう。



推薦図書

## いのちの差別 外国人労働者の労災・医療

五島正則 古谷杉郎 著

発行 日本社会党機関紙局  
社会新書 定価 750円

## 外国人労働者の労災白書 1992年版

—深刻化する労働災害・・・問われる日本の国際性—

全国労働安全衛生センター連絡会議編 発行 海風書房 発売 現代書館

定価 1030円

※お申込は、関西労働者安全センターまでどうぞ。（送料別）

# 実践・労災保険

(第四回)

## 特別加入について（一）

### 任意に保険加入できる範囲

#### 二 特別加入

労災保険法第二七条で、その対象となる者を次のように定めている。

(2) 一人親方その他の自営業者とその事業に従事する者

これについては、具体的に以下の事業を対象としてあげている。

#### (1) 中小事業主等

①自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業

労災保険が適用されるのは、原則として労働基準法上の労働者、つまり賃金を受けて働く人ということになる。しかし、労働者ではなくとも、実際には同じように仕事による災害にあいややすく、同じように労災保険による保護の対象とするにふさわしい立場の人々がいる。そこで労災保険法では、労働者のように当然の適用とまではいかないが、こういう人々が任意で労災保険に加入できる方法として特別加入の制度を設けている。

不動産業、小売業又はサービス業にあっては五〇人、卸売業にあっては一〇〇人)以下の労働者を使用する事業主であって、事務組合に労災保険事務の処理を委託する者。つまり、

②土木、建築その他の工作物の建設、改修、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業  
③漁船による水産動植物の採捕の事業

#### 中小企業の経営者は実質的に労働者と同じように働くことが多いことから、労災保険に加入する道を開いて

④林業の事業

⑤医薬品の配置販売の事業

⑥再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業  
これらの事業が取り上げられた理由は、その危険度と業務の範囲が明確に特定できるかどうかの観点で特ついても対象となる。

#### 八 労働安全衛生法施行令別表第六の二に掲

別加入の制度で運用可能と判断されたものである。

##### (3) 特定作業従事者

① 農業における特定の危険と認められる作業に従事する者

##### ② 労基法上の労働者ではない職業訓練生

③ 危険有害な作業に従事する家内労働者及びその補助者

##### ④ 労働組合の常勤役員

機械化による業務災害多発に応じた農業従事者、一般労働者と同じよう

うな作業実態である職場適応訓練生等に特別加入の道を開いている。

③ の家内労働については、次の作業があげられている。

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャ

ー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研磨又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼き入れ若しくは焼きめどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ、又はコックの製造又は加工に係るもの

二 じん肺法第一条第一項第三号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物を含有する鉛薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの

ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仮壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

家内労働者とは、いわゆる内職従事者と考えてよいが、厳密にいうと「物品の製造、加工若しくは販売又はこれらとの請負等を業とする家内労働法第二条第三項に定める委託者から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品について委託を受けて、物品の製造又

は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」

(家内労働法第二条第二項) ということになる。また、補助者とは「家

内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助するもの」(同条第四項) である。

しかし、この家内労働者が一年のうち百日以上労働者を使用するものであれば、家内労働者とせず中小事業主として扱うこととされている。

次に④の労働組合等の常勤役員については、労働者を使用しない、つまり執行委員でない専従の書記などを雇用していない労働組合の常勤役員については、九一年の労災保険法改正で特別加入の対象として新たに道が開かれている。もちろん労働者を使用している労働組合の役員は当然中小企業の使用者等として従前より特別加入の対象となっていた。

ここにいう労働組合等には、國家

公務員法の規定により登録された職員団体、地方公務員法の規定により登録された職員団体等も含まれることとは言つまでもない。

#### (4) 海外派遣者

日本国内の会社に勤めているが、海外に派遣され、形式に関わらず派遣先の事業との間に現実の労働関係が存在するという場合には、日本の労働関係法令が適用されないことになってしまう。そこで、こういう場合には、特別加入の道を開くことによつて、派遣されても国内における労災保険と同等の補償給付が受けられるようになされている。

さて、以上のとおり特別加入の対象となる範囲を見てきたが、これは必要にして十分なものと言えるだろうか。労働省の解説では、この範囲の定めるために考慮すべき点として次の点をあげている。

第一に業務の実態、災害の発生状況などからみて労基法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者であるかどうか、第二には労働関係のもとにある労働者と異なり、業務の範囲が労働契約、労働協約、就業規則などにより特定されるものでないにしても、業務の実態からしてその者の業務の範囲が特定でき、業務災害の認定をはじめ保険関係の適正な処理が技術的に可能なものであるかどうかという点である。

者の指揮に従つて勤務することになるのかによって決まる。

#### 特別加入の範囲は適正か

こうした観点から考えても、まだ加入の対象とされていないことには問題点が感じられる職種も現実に存在する。例えば介護労働の問題があげられる。在宅介護に携わる人々、病院で付添婦として働く家政婦など、もちろん労基法上の労働者として働いている人々もいるが、その多くは個人の委任、あるいは公的団体等に登録されたボランティアとして働いている場合が多い。その場合、民間の保険で特別に傷害保険等に加入しているケースも多いが、労災保険に比べてどうしても見劣りする補償内容となっている。その組織性等から言って政府管掌である労災保険の保護の対象とする技術的な困難はないはずである。

また、一人親方の加入にしても職種が限定されており、列挙されていない一人親方の業種団体が組織されたとしても加入の道が開かれていないという問題もある。

# 四月の新聞記事から

四・二

ユニチ力宇治工場で約三五年間働いた従業員二名が、繊維製造工程で使う二硫化炭素ガスのため左半身まひ等の中毒症状を起こしたとして、総額一億二千百万元の損害賠償を求め、京都地裁に提訴。八七年三月にも同社の元従業員三名が同趣旨で同地裁に提訴。

四・四

ドイツの大手化学メーカーへキスト社本社の工場から硫酸が流出、有毒ガスが発生。同社の工場では化学物質の流出事故が続発。

四・六

地公災基金大阪市支部が、給食調理員二〇人の「指曲がり症」を公務災害と認定。

四・八

ロシアのトムスクの軍事用核燃料再処理工場で爆発事故が発生、汚染地域が千筋にも広がる。事故の消火作業にあたつた消火作業員が最高〇・六ミリシーベルトの放射線を浴びた。

四・一〇

C0中毒訴訟で、三井鉱山は控訴を断念、三二家族訴訟の判決が確定。事故発生から三〇三年目、提訴から二〇年振り。四家族訴訟は、妻への損害賠償が認められなかつた四家族七人の内、三家族五人が福岡高裁に控訴。

四・一五

中央競馬の厩務員、調教助手の労災事故が最近五年間で死亡事故四件を含め、一一三五件と多発。（競馬共助会（東京）調査）

四・一〇

関西国際空港建設工事で労災死亡者が今年に入つて四人と激増。空港島造成工事開始の八七年から昨年までの六年間では五人。空港島内での休業四日以上の事故被災者数も、九一年まで累計四人だつたが、昨年一年間で一年八人。大阪労働基準局は安全指導強化へ。

四・一二

全国九七の支店など佐川急便グループ出先に対する労働省の一斉監督で七六%が長時間労働など労基法や労働安全衛生法に違反があったとして、労相が佐川急便社長に改善を指示。

四・一三

大阪労働基準局に頸肩腕障害と認定されたにもかかわらず、NTTが労災と認めず、補償を拒否しているのは不适当と、NTT職員四人が損害賠償を求めて大阪地裁に提訴。

四・一七

千葉市で、転院途中の患者を乗せた乗用車がトラックと衝突。同乗の看護婦と患者が死亡。

四・一九

和泉市の病院で酸素ボンベが突然発火、操作していた看護婦が両腕にやけど。

東京地裁法廷前で職員が被告とみられる男性に刺殺される。訴訟原告の女性もけが。

脳出血で倒れた元都立高校教師が、地公災基金部支部に公務外認定の取り消しを求めた訴訟で、東京高裁が過労と発病の因果関係を認め、教師の逆転勝訴を言い渡した。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

5月号(通巻218号) 93年5月10日発行

## 関西労災職業病 定期講読について

「関西労災職業病」は、毎月1回の発行で、価格は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合は、住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書等でお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪 6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284

〒540 大阪市中央区森ノ宮中央1丁目10番16号601号室 ☎ 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

関西労働者安全センター

価格	1部 200円
年間定期購読料 (送料込み)	1部 3000円 2部 4800円 3部以上は、1部につき2400円増
会員購読料	当安全センター会員(会費1口1000円)へは、 1部無料配付。2部以上は1部150円増。

## Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL 06(551)6854 FAX 06(554)5672

(毎月一回  
10日発行)